



入間市告示第278号

石川県の一部の地域における入間市税に関する納期限等を次のとおり指定する。

令和7年10月7日

入間市長 杉 島 理一郎



入間市税条例（昭和32年条例21号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づく、令和6年1月24日付入間市告示第15号において、別途入間市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについては、令和7年10月31日とする。

都道府県名	指 定 地 域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町